

袖ヶ浦市奨学資金代理返還制度 のご案内～令和8年10月より開始します～



■代理返還とは（制度の概要）

袖ヶ浦市奨学資金の借受人を雇用する企業等が、従業員の奨学資金返還支援のため、**借受人に代わって奨学資金を直接袖ヶ浦市へ返還（代理返還）**できる仕組みです。

返還企業（借受人に代わって奨学資金を返還する企業等）は、借受人の毎回返還額（月賦・半年賦・年賦）の全部または一部を負担します。

※代理返還により、借受人の債務を免除するものではありません。借り受けた奨学資金全額について、借受人は変わらず返還の義務があります。

■代理返還の具体例

【例：毎月の返還額が17,200円の場合】

返還企業⇒市

代理返還額 15,000円/月
（返還企業が代理返還する額）

借受人⇒市

本人返還額2,200円/月
（借受人（従業員）が返還する額）

■手続きの流れ

STEP 1 勤務先へ相談

勤務先に、代理返還の実施について、相談・確認を行います。

STEP 2 代理返還申出書の提出

返還企業から、代理返還額・代理返還期間を記載のうえ、借受人と連署した「奨学資金代理返還申出書」を教育委員会に提出します。

STEP 3 代理返還の開始

返還企業は教育委員会の送付する納入通知書にて代理返還額を支払います。本人返還分がある場合は、借受人が口座振替等で支払います。

まずはお勤め先に、奨学金返還支援についてお問い合わせください。



■代理返還を利用すると・・・



経済的負担の軽減



代理返還金は、通常の給与と区別されることから、非課税扱いになります



返還額は、社会保険上の標準報酬

月額に含まれません

※勤務先の返還金の取扱いによっては、対象とならない場合があります。

お
問
合
せ

◎様式、手続きに必要な添付書類等については、ホームページをご参照ください。

袖ヶ浦市教育委員会 教育総務課

〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

☎0438-62-3691



袖ヶ浦市 代理返還

市ホームページ

